

大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 会議要旨

- 1 開催日時 平成 28 年 7 月 15 日（金）9 時 30 分～11 時 30 分
- 2 開催場所 市役所屋上 P 1 会議室
- 3 出席委員 牧里分科会長、乾委員、岩間委員、上野谷委員、白國委員、白澤委員、宮川委員、矢田貝委員

4 議 題：

- (1) 相談支援体制のあり方検討プロジェクトチームの取組について
- (2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況について
- (3) 地域福祉計画にかかる経過と今後の方向性について

5 会議要旨：

【議題 1】

- ・事務局から資料に沿って説明

（主な意見）

○PT案について

- ・ 施策が法制化される前に、各分野が少しずつ連携できる範囲を広げながら、施策連携の実績を積み上げるなど、将来を見据え、今から具体的な取組を進める必要がある。
- ・ 豊富な社会資源をいかに活用するのかという政令市ならではの難しさはあるが、これまでのような「支える側」・「支えられる側」に区分し、支える側の圏域を細かく設定するという考え方ではなく、要援護者本人の目線で、いかに地域のなかで支えていくかという発想で、既存の資源の機能・役割の整理が必要である。
- ・ 相談支援機関に対する研修の新設など、前向きな施策展開は非常に評価できる。

○「包括的相談支援推進員」、区保健福祉センターの専門性について

- ・ 行政に求められる「総合調整機能」を担う人材をどのように養成するのが最も重要であり、例えば採用時の資格要件に「社会福祉士」等を加える等、検討すべきである。
- ・ 採用時の資格要件に加えて、スキルアップのための資格取得や研修等、採用後の専門性の向上に向けた取組を行うのも効果的である。
- ・ 「包括的相談支援推進員」は権限が必要であり、そのために区保健福祉センターに設置するということは理解できるが、同時に、いかにして専門性の高い人材を配置するのか検討すべきである。

○地域づくりの取組について

- ・ 地域の担い手不足が深刻化するなかで、地域福祉コーディネーターを中心に地域づくりに取り組んでいくとのことであるが、まさにこの「地域」の部分強化しなければならない。
- ・ 地域づくりについて、資料にあるように、生活支援コーディネーターと社会福祉協議会の取組とは非常に似通っているため、それぞれの機能・役割を整理する必要がある。

【議題 2】

- ・事務局から資料に沿って説明

(主な意見)

- ・ 大阪市では、財源が非常に厳しい状況の中で、相談支援機関を 24 区に開設し、各区 2 人体制を基本に、苦勞しながら多くの相談支援対応を行っているが、就労困難等でプランを策定して継続的な支援を行う割合は約 2 割で、残る約 8 割は、他の機関に繋いだり、情報提供のみで終わっている状況である。
残る約 8 割の相談についても、複合的な課題を抱えるなど、生活困窮者自立支援法の理念に基づく支援の対象者である可能性があるが、厳しい中で各区 2 人の相談員のみで頑張るのではなく、対象になる人や、その担い手の人が、地域のなかで、どう組み立てをしていくのかいうところが、「総合的な相談体制」とも密接に関わってくるので、次の展開を戦略的に取り組んでいく必要がある。

【議題 3】

- ・事務局から資料に沿って説明

(主な意見)

- ・ 事務局提案について、非常に評価できる。法改正が非常に早く行われているなか、各区任せにするのではなく、市としての基本理念を示すことを徹底すべきであることから、今後策定する（仮称）地域福祉基本計画の核としていただきたい。
- ・ 「総合的な相談支援体制」の議案が（仮称）地域福祉基本計画の中心になってくるかと思うが、今回、市のすべての計画が揃うよいタイミングであり、できればもう少し範囲を広げてすべての計画のベースになる（仮称）地域福祉基本計画を作してほしい。
- ・ 市の相談支援機関に対するバックアップ体制のあり方を、（仮称）地域福祉基本計画のなかに一步踏み込んで入れるべきである。例えば、アドボカシーセンター等、市民目線の、市民の権利をきちんと守る、そういうバックアップ体制のしくみを検討してほしい。
- ・ （仮称）地域福祉基本計画を各区における地域活動につなげるためには、新しいものをつくろうとしていることを、民生委員児童委員協議会等に伝えるべきである。